

令和4年度学校総合体育大会兼全国高等学校総合体育大会バスケットボール競技埼玉県予選会
兼第75回全国高等学校バスケットボール選手権大会埼玉県予選実施要項

- 1 主催 埼玉県教育委員会 埼玉県学校体育協会 埼玉県バスケットボール協会
- 2 共催 (公財) 越谷市施設管理公社
- 3 後援 (公財) 埼玉県スポーツ協会
- 4 主管 埼玉県高等学校体育連盟バスケットボール専門部
- 5 期日 令和4年6月17日(金)、18日(土)、19日(日)、25日(土)、27日(月)、29日(水)の6日間
- 6 会場 越谷市立総合体育館 上尾運動公園体育館 本庄シルクドーム 正智深谷高校体育館
- 7 競技規則 「2021～バスケットボール競技規則 (Official Basketball Rules 2020) による。
- 8 競技方法 トーナメント方式による勝ち上がり。
- 9 大会規定 (1) 大会の辞退を申し出た学校に対しての罰則はもうけない。
(2) 事前にチーム内に濃厚接触者、発熱者が出た場合は学校長の判断を仰いでもらう。
(3) 当日に発熱者が複数出た場合は、辞退を検討してください。
- 10 引率・監督 (1) 出場チームの選手は必ず引率責任者によって引率される。引率責任者は選手のすべての行動に対し、責任を負うものとする。
(2) 引率責任者は、校長の認める当該校の職員(公立学校の場合は教員)とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」(学校教育法施行規則78条の2に示された者)も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、県高体連会長に事前に届け出ること。
(3) 監督・コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。
- 11 参加資格 (1) 選手は、埼玉県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で当該大会実施要項の参加資格を有する者とする。但し、休学中、留学中の生徒を除く。
(2) 年齢は平成15年4月2日以降に生まれた者とする。但し、出場は同一競技2回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
(3) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程・単位制課程の生徒による混成は認めない。但し、全日制・定時制I部の混成チームとして認められた競技はこの限りではない。
(4) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる)但し、一家転住等やむを得ない場合は高体連会長の許可があればこの限りではない。
(5) 出場する選手は、あらかじめ健康診断(未実施の場合は保健調査票等による健康状態の確認)を受け、在学する学校長の承認を必要とする。
(6) 参加資格の特例
ア 上記(1)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断された生徒について、別途に定める規程に従い大会参加を認める。
イ 上記(2)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技2回限りとする。

[大会参加資格の別途に定める規程]

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、埼玉県高等学校体育連盟会長に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加を認める条件
 - ア 埼玉県高等学校体育連盟の目的を理解し、それを尊重すること。
 - イ 参加を希望する特別支援学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校にあっては、学齢・修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく、運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件
 - ア 埼玉県高等学校体育大会開催基準要項及び埼玉県高等学校体育連盟対外試合規程を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

- 11 参加制限 チーム編成はコーチ1名・アシスタントコーチ1名・マネージャー1名・トレーナー1名・選手15名とし、ベンチ外メンバーの入場については、使用する体育館の担当者と協議の上、決定する。
- 12 申込方法 大会参加申込書に必要事項を記入し、押印の上、代表者会議に持参すること。抽選は代表者会議にて行う。
- 13 表彰 上位5位（ベスト8）以上のチームに賞状およびメダルを授与する。
- 14 参加上の注意
- (1) 競技中の疾病、傷害などの応急措置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。なお、参加者は健康保険証を持参すること。
 - (2) 参加校の選手は、必ず引率責任者によって引率され、また学校は参加選手のすべての行動に対して責任を負うものとする。
 - (3) 以下の事項に該当する場合は、参加を見合わせること。
(大会当日に書面で確認を行う。)
 - ア 体調がよくない場合
(例:平熱より1度以上高い発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合※参加予定の生徒、顧問は大会前2週間における行動履歴を記録しておくこと。
 - (4) 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること。
 - (5) 会場内では大きな声で会話、応援等をしないこと。
 - (6) 会場内における飲食は必要最低限にとどめ、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えること。
 - (7) 生徒の飲食は参加校の責任において喫食させるとともに、ゴミはすべて持ち帰らせること。
 - (8) 生徒の参加については、生徒本人及び保護者の同意を確認すること。
 - (9) 新型コロナウイルス感染への不安から参加を希望しない生徒については、無理に参加させないこと。
 - (10) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、無観客で開催する。
 - (11) 上記の他、新型コロナウイルス感染防止対策については、別紙の「JBA バasketボール活動再開に向けたガイドライン」及び「埼玉県U-18カテゴリーに於けるガイドラインの運用について」の内容を事前に確認し、遵守すること。
- < JBAガイドラインURL >
http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_Guideline_5th_20220512.pdf
- (12) 今後の情勢によって大会の実施内容を変更し、開催を延期又は中止することがある。
- 15 その他
- (1) 今大会ベスト4のチームは全国高等学校バスケットボール選手権大会二次予選の出場権を得る。
 - (2) 今大会で男女1位、2位のチームは新人大会県予選の第1、第2シードとする。
 - (3) 今大会で男女1位、2位のチームは、第98回天皇杯・第89回皇后杯全日本バスケットボール選手権大会埼玉県代表決定戦トーナメント大会の出場権を得る。
 - (4) 今大会で男女1位のチームは、令和4年度関東ブロックリーグ大会の出場権を得る。
また、本県から全国ブロックリーグに出場するチームが出た場合、2位のチームが出場権を得る。

①人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施 密閉回避策

ア 競技会場における取り組み

- ・1試合ごとにインターバルを設けて、外気を取り入れた換気を実施する。
- ・複数のコートで試合を同時進行する場合は、窓を全開にして競技を行う。

イ 更衣室における取り組み

- ・更衣は最短時間で済ませ、更衣が行われない時は常に更衣室の窓を開放して換気を行うようにする。

ウ 控室における取り組み

- ・1時間ごとにインターバルを設けて、外気を取り入れた換気を実施する。
- ・可能な限り窓を全開にしておく。

②密閉空間・密集場所・密接場面などクラスター（集団）感染発生リスクが高い状況の回避 密集回避策

ア 移動時における取り組み

- ・集合時間に差を設ける。

イ 会場内における取り組み

- ・開会式は行わない。県予選については閉会式を必要最低限の人数、短時間で行う。
- ・ベンチに入れるのは選手15、コーチ1、Aコーチ1、マネージャー1の18名とする。
- ・ベンチ外のメンバーの人数は使用する体育館の担当者と協議の上、決定する。
- ・鳴り物や大きな声を出しての応援は禁止とする。
- ・保護者は入場させない。
- ・更衣室の使用は競技終了後のみとし、1回あたりの入室人員は定員の50パーセントまでとする。
- ・フロアには当該試合に関係するチームのみ試合直前に入場させることとし、試合終了後は速やかに退場させる。
- ・ハーフタイムのコートを使ったウォーミングアップは禁止とする。
- ・試合に出場していないプレイヤーはマスクを着用する。コーチ、Aコーチ、マネージャー、トレーナーも同様とする。

③ 密接回避策

- ・選手用ベンチ、本部役員席は1m以上間隔を空けて配置する。
- ・マスクの着用を含めた咳エチケットの取り組みを徹底させる。

④ 熱中症予防対策

- ・熱中症警戒アラートが発令された場合等、必要に応じ給水タイム（オフィシャルタイムアウト）を設けることを検討する。

